

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第16回全体会議の議事録(H22.5.15)

事務局 これから第16回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。それでは、開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。宜しくお願いします。

内山会長 おはようございます。5月の長期連休も終わり、それぞれ英気を養ってこの席に来ていただいていると思います。本日は前回の全体会議に引き続き、大項目「行政」についての議論をし、その後ワークショップで大項目「地域自治・コミュニティ」について議論をします。およそ、前半の全体会議を10時までに終わり、ワークショップに時間をかけたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、高澤秘書広聴課長より挨拶を申し上げます。

高澤課長 ご出席ありがとうございます。前半で、大項目「行政」について整理します。最後の整理なので、他とのバランスなどを見ながら議論して下さい。その後ワークショップに入ります。長時間になりますが、よろしくお願いします。

【1 全体会議】

事務局 それでは議事に入ります。進行については、内山会長にお願いします。よろしくお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。本日の全体会議の進め方について事務局から説明があります。

事務局 資料の確認をします。

本日は全体会議を最初に行います。資料の「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの」の4ページ、大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」について議論します。表の中の、「課題・論点・委員の意見等で残っているもの」について議論します。本日で資料の「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの」の議論は終わりにしたいと思います。大項目「議会」について前回議論しましたが、その後、本日に至るまで作業部会を開いていないので、次の作業部会で大項目「議会」と本日議論する大項目「行政」について、たたき台を作成し、提示したいと思います。よって、本日は大項目「議会」についての確認はありません。後半はワークショップになります。皆さんが事前に行った宿題を基に、大項目「地域自治・コミュニティ」の中項目「行政区(自治会)」、「地域活動」、「行政区の役割と責務」の具体的な中身(内容)について、その内容や考え方等を議論します。よろしくお願いします。

内山会長 それでは、大項目「行政」についての議論を行います。資料の「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの」の課題・論点・委員の意見等で残っているものを中心に議論をしたいと思います。特に残っているものとしては、「住民自治」の共通認識についてです。もう1つは、中項目「(行政組織のあり方)」、「(財政)」についての中項目が括弧書きになっています。「行政の責務」や「町長の責務」に関わるので、項目をどのようにするかを含めて議論していきます。

早速、中項目「行政の責務」の課題・論点・委員の意見等で残っているものを中心に議論をしたいと思います。1つ目の、「住民自治」の共通認識が必要であるということです。他の項目にも「住民自治」が出てきますが、「住民自治」とはどのようなことを議論していきたいと思います。

藤巻委員 今まで議論して、見落としていることがあると思うので、それについて考えていきたいです。行政は、町の公共物について美観の維持をしなくてはいけないと思います。具体的には、白岡町総合運動公

園は、今まで町が管理していましたが、現在は、民間業者が管理しています。利用者に聞いてみると、数年前よりも汚くなっているということです。あるいは、道路を車で走っているときに、草が無造作に生えているところが目に付きます。町の管轄がどこかは分かりませんが、美観を維持していく必要があると思います。運動公園をきれいにしておくことが、子どもの教育の一環であると考えています。町がもっと目を通して、美観の維持をしていく必要があり、条例の項目として入れておく必要があると思うので、問題提起をしました。

内山会長 これについては、今後検討する項目の中に出てくると思います。例えば大項目「まちづくり」などで議論されると良いと思います。そのようなご意見があるということで記録に残しておくという進め方でよろしいですか。

高澤課長 公共施設の管理について説明させていただきます。町がつくった施設については当然町が管理します。道路は県道以外の一般の道路については町の管理です。施設をより良い状態にして住民の皆さんに有効的に活用していただくのが理想ですが、非常に財政状況も厳しくなっています。予算も管理費も含めて、毎年何%以内に収めなさいということで厳しい予算編成をしています。その中で除草費や樹木の管理費は若干減りつつあると思います。職員が直営でという話もありましたが、全部職員がやる訳にはいかなく、委託もしていますが、若干目減りせざるを得ないということです。職員の人員削減などもあり、住民の皆さんにご迷惑をかけていると思いますが、このような状況の中で行っているということをご理解いただけたらと思います。また、神田副会長からも先日、公共施設の管理についてありがたいご提案をいただきました。例えば、住民協働で公共施設の管理についても行ってみたらどうかという提案がありました。様々な形で住民の皆さんのご協力で行っていくこともあると思います。そのような意味で、貴重なご提案をいただきました。以上です。

内山会長 今後進める中で、大項目「まちづくり」で議論することによろしいですか。

藤巻委員 良いです。

内山会長 では、中項目「行政の責務」の課題・論点・委員の意見等で残っているものを中心に議論をしたいと思います。1つ目の、「住民自治」の共通認識が必要であるということです。他の項目にも「住民自治」が出てきますが、「住民自治」とはどのようなことを議論していきたいと思います。一般的な「住民自治」の意味は、「地方自治は、その地域の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと。」を言います。この意味で使用しているのか整合性を確認します。皆さんから「住民自治」について意見をいただき、共通認識を持ちたいと思います。

神田副会長 地方自治を基本として、白岡町でこのように考えるということで良いと思います。前文を考える時に、地方自治の基本原則を皆で議論して作り上げるという話が出てきたと思います。ここで共通認識を作るよりも、もう一度皆さんに考えて来ていただいて、そのことだけを議論した方が良いと思います。そして、白岡町が考える自治の基本原則を書いておくべきです。ここで考えるよりも、改めてしっかりと議論したいです。

牛山教授 この「住民自治」という言葉は考え方のところに出てきます。課題として残されていることとしては、「住民自治」の共通認識をしたいということだと思います。「住民自治」は憲法の地方自治の本旨の中身として、学説的に言われている、地方自治はその地域の住民の意思と責任に基づいて処理するということです。団体自治は、国から地方公共団体に一定の自治権が付与されていると考えられています。ここで言う「住民自治」は、憲法で言っている、行政が運営されるときに、地域の住民の意思と責任に基づいて処理するということを前提にしない、という意味でよいかどうかという確認をしていけば良いと思います。今言われた、自治の本質的な問題や白岡町で自治をどのように考えるかは別に考えるべきです。行政は住民自

治を踏まえて行ってほしいという確認が取れば良いと思います。

松井委員 自治という言葉は、一般の市民には関係が薄いと思います。自治と言われても、いきなりは出来ないと思います。だからこそ行政区となっていると思います。

牛山教授 その行政区という意味で「住民自治」といっているのか、私が言ったように一般的な意味で言っているのか共通認識を持つということです。

松井委員 私は行政区の役員をやって、新しい人が来ると行政区に入ってくださいと言っていました。基本的に行政区を自治会だと理解していました。それで良いと思います。

内山会長 自治会については、本日のワークショップで議論すると思います。牛山教授がおっしゃったように、ここでは一般的な意味でよろしいですか。

遠藤委員 今の地域自治の話は本日のワークショップの内容と同じことであり、ワークショップのために考えてきていることがあるので、ワークショップの後に議論したほうが良いと思います。

牛山教授 そうではなく、ここで書いている「住民自治を基礎に」という意味は、ワークショップでお話する中身なのか、私が言ったような一般的な意味なのかを確認しておきたいということです。私は、ここは一般的な意味で書いていると思います。

高澤課長 この後、地域自治の話をします。その前にここで使っている「住民自治」を定義しておかないと、また後で「住民自治」と「地域自治」の話が混同してしまいます。ここで「住民自治」について確認して、地域自治の話を切り離して考えていただきたいということです。そのようなことが曖昧になっていた方がいらっしゃったので、「住民自治」について共通認識をしてから地域自治の議論をするという趣旨です。

日下委員 地域自治と住民自治は非常に分かりにくいと思います。私のイメージでは、地域自治は行政区のようなものです。しかし、住民自治が何かは分かりにくいです。地域自治という言葉を使ったほうが良いと思います。

牛山教授 住民自治については、一定の共通認識があるので、そのような一般的な意味の言葉を違うように捉えたと混乱します。ここでは、町は行政区を基本に行政を行うという趣旨ではないですね。行政は住民を基本にしろという意味ですね。そして行政区については後で書くのですよね。

松井委員 行政区は歴史的に見ると、明治時代のお上からの指令伝達のための末端単位ですね。

牛山教授 行政区は制度ですね。ここは制度に基づいて行政をしろということではないですね。住民のためにしろということでしょう。よって、「住民自治」という言葉のまま、そのような理解で、行政区については後でやるということです。

高澤課長 例えば、中項目「行政の責務」の考え方の として「町は、住民自治を基礎に」と書かれています。この「住民自治」について置き換えてみると、「町は、その地域の住民の意思と責任に基づいて」となります。このように住民の意向に基づいて行政を行うという意味で使われていると思いますが、住民自治や地域自治の使い分けが混乱するということで課題・論点として残っています。文章としてはおかしくないですが、そのような共通認識を持っていただいて、次の地域自治に入りたいということです。地域自治は行政区以外にもNPOやボランティア団体もあります。そのような活動を議論することと、町が住民の皆さんの意向に沿って行政を行うということを整理するという趣旨です。

日下委員 住民自治は人を対象としていて、地域自治は人ではないです。エリアごとに自治をすることが地域自治であり、分かりにくいです。

牛山教授 条例なので、この条文が何を言っているのかを考えていただきたいです。ここは、行政の責任として何を基本に行うかということで、行政区を基本に行いなさいと書くところではないですね。それは本日

のワークショップで議論することです。ここは、住民のために行政を行いなさいという意味なので、一般的な住民自治という言葉で認識を共有していただければ良いと思います。この条文の趣旨を考えていただきたいということです。

内山会長 地域自治と住民自治を混合しないということは、今後進める上で重要になってくるのでご理解いただきたいところです。関連する項目が出てきたときに、時間があればまた議論しましょう。

次に中項目「町長の責務」に移ります。課題・論点として「『報告』を『町民に対し、公表』に修正する」と書かれています。法制担当者に任せるということで、このままにするということです。次に中項目「職員の責務」に移ります。課題・論点としては、「『町民』として」なので町民の責務で書いているということと、内容の と を統合し、 の「自らが町民である事を自覚し」を に入れるということです。さらに、内容の も も当然のことであるということも書かれています。まずは、「『町民』として」なので町民の責務で書いていることについてです。職員は白岡町に在勤しているので、町民に入ります。よって、「町民の責務」に入れることではないかということです。 の項目については、町民の責務の項を準用した方が良いということだと思います。内容の は「職員は、自らが町民である事を自覚し、住民自治の向上のために、町民の町政への参画と、地域の自治の向上に努めなければなりません。」です。職員も町民なので、町民の責務の項を準用して良いのではないかとありますが、いかがですか。

高澤課長 補足です。内容の は、「地域の自治の向上に努めなければなりません」と書かれています。大項目「町民」の中項目「責務」の内容 には、「町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。」と書かれています。町民の中には、白岡町の職員も町民になります。よって、「地域の自治の向上に努めなければなりません」という意味は、大項目「町民」の「責務」に入っています。残すとすると、「職員は、自らが町民である事を自覚し、住民自治の向上のために、町民の町政への参画」というところであり、活かすとすると、内容の と統合して、「職員は、自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません」ということで足りるということです。つまり、「地域の自治の向上に努めなければなりません」という意味は、大項目「町民」の「責務」に入っているので、必要なことを と統合するということです。

五十嵐委員 町民の自覚ということは今のように入った方が良いと思います。

藤巻委員 統合した方が文章としてすっきりして良いと思います。

松井委員 民間会社に就職すると、社則や就業規則などに会社の理念などが書かれています。職員はこのようなものを渡されて、自覚していると思うので、要らないと思います。

高澤課長 公務員の場合、宣誓書を作り、署名し、読み上げるということをしています。その中には、地方自治の本旨に基づき、全体の奉仕者として働くことなどが書かれています。

内山会長 ここで言いたいことは、まちづくりのために、という意味です。まちづくりの基本条例としては、そのような項目があっても良いと思います。内容の と を統合し、 に「自らが町民である事を自覚し」ということを追加するということで、よろしいですか。

神田副会長 具体的には、「職員は、自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません」という文章になります。

牛山教授 「町民であることを自覚し」だけでは、住民から見たときにパブリックサーバント(公僕)という意味は消えてしまうように思えます。職員は皆さんのために奉仕するということが法律上決まっている部分が入った方が良いように思います。

高澤課長 「住民自治の向上のために」を入れるということですか。

牛山教授 「住民自治の向上」を入れることは逆におかしいと思います。職員が住民の参加に努めるということとはおかしいです。それは、外して良いと思います。

神田副会長 「地域の自治の向上」を入れるということですか。

牛山教授 例えば、「職員は、全体の奉仕者であると同時に、自らが町民であることを自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません」ということです。皆さんのために職員がいるということと、同時に職員は白岡町民であるという意味が入ります。先程の文だと、住民の奉仕者という意味がなくなってしまうように感じます。

広辺委員 しっかりと全体の奉仕者ということを書いておいたほうが良いと思います。

内山会長 「職員は、全体の奉仕者であると同時に、自らが町民であることを自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。」ということでは、合意とします。次に、中項目「職員の責務」の内容の 、 についてです。「職員は、町民との信頼関係づくりに努めなければなりません。」と書かれていて、これは当然のことです。そして、「職員は、知り得た個人情報の保護に努めなければなりません。」は、関連法令があるので、内容の 、 は削除しても良いのではないかとということですが、いかがですか。削除するということでは、合意とします。

次に、中項目「(行政組織のあり方)」に移ります。この課題・論点としては、内容の 、 は他の法令等と重複しないようになったため削除してはどうかということがあります。過去の議論でも他の法令等と重複しないように削除したことがあります。関連条例と重複しているところは、内容の の「行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。(行政手続)」です。さらに内容の 「行政は、公益通報に係る必要な事項を、別に定めて実行します。」です。 の行政手続について事務局から説明があります。

高澤課長 内容の 、 両方について説明します。まず に「行政は、公益通報に係る必要な事項を、別に定めて実行します。」と書かれています。公益通報制度があり、公益通報者保護法という法律があります。法令違反がある、または法令違反の発生が間近に迫っているときに、発見した職員が通報した場合に、不利益な扱いを受けないということが公益通報者保護法です。例えば、白岡町も1つの事業所なので、職員が何かを発見した場合、総務課に通報しても、解雇されたり、不利益を被ったりしないということです。この文はおかしいですが、別な法令があるということが1点です。また、考え方が公益通報とは合っていないということがあります。考え方には「行政評価をするためには、隠れた情報までも知る必要があります。町民が知ろうとしても知りたくない情報について、職員が通報できるしくみをつくることで、不正が行われないように、監視できるものです。」と書かれています。行政評価をするために、となっているので、本来の公益通報制度とは違います。職員は情報公開で出せる情報は出しますが、個人情報保護の観点で、出せない情報は出せません。新たな制度を作っても、できないことはできないということで、考え方と内容が合っていない。

内容の には「行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。(行政手続)」と書かれています。これについては、行政手続法という法律があり、地方自治体では一部適用除外があります。この適用除外になっているところを条例で定めなさいということで、白岡町でも平成9年に行政手続条例が制定されています。この中で行政指導や届出に関する事項などについて一定のルールを決めています。そのような意味で、行政手続法や行政手続条例などと重複します。前回牛山教授

からもアドバイスをいただいたように、重複したものを全部削除するのではなく、個別に考えていくということ
で皆さんの意見として削除するのか、入れるのかを決めていただくという趣旨です。

内山会長 内容の 、 についていかがですか。まず、公益通報についてはいかがですか。

橋本委員 これは、私が出した意見ですが、内部告発をどのようにするかということで出しました。内部告発を
しやすいようにしたいという意味です。

内山会長 つまり、公益通報がしやすい環境ということですか。

橋本委員 そうです。

内山会長 公益通報者保護法によって内部で抑制されるということが一番良いとは思いますが。

橋本委員 総務課などに意見を出すという制度だとやりにくいです。委員会や何かをつくって、内部告発をし
たほうが良いです。

内山会長 公益通報者保護法では、申告する場合はどのような窓口がありますか。

高澤課長 役場が事業者として、勤務者に対して設ける公益通報者保護法ですが、公益通報者保護法には、
どのような法令違反かを限定的に書いています。それを職員が発見したときに、通報するという制度になっ
ています。白岡町の場合は総務課が窓口になっています。一般的な公益通報に関する問い合わせがあっ
たときの相談は、農政商工課があるので、そこで公益通報制度があることをお知らせしています。職員が、
法令違反があることを知った場合は、総務課に行きます。

藤巻委員 先程の提案は分かりますが、一般的な条例に含める必要はないように感じます。今、議論してい
たのは、町役場の中だけを議論していたので、条例には必要はないと思います。民間で法令違反が起こ
った場合に、通報を受け止めるのは役場の責任なので条例に書く必要はないと思います。

牛山教授 ご指摘の趣旨は分かりますが、どちらかと言うと職員の責務についてだと思います。おかしいこと
は正しなさいという趣旨ですよ。それを自治基本条例に細かく書くとなると、非常に多く書くことが出てき
ます。そこで、先程決めた、中項目「職員の責務」の「誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなり
ません」という文に意味を含めて、考え方のところに不正があったときは正すというようなことを書いておくこ
とで良いと思います。ご指摘があれば「公益通報制度を活用し」などを示すということは、いかがですか。

内山会長 そのような進め方でよろしいですか。では、「職員の責務」の考え方で表現するということで合意と
します。行政手続についてはいかがですか。先程、行政手続法や行政手続条例などの話がありました。

牛山教授 高澤課長のお話は非常に分かりやすく、皆さんご理解いただけたと思います。お話の中にありま
したように、行政手続法は国の行政手続について定めていますが、自治体について適用除外になってい
ます。その法律があるから白岡町が条例をつくっている訳ではなく、自治体に委ねるとなっています。これ
自体は、皆さんが必要であると考えるのであれば、あっても良いと思います。自治基本条例に書いている
ので、今ある条例にも根拠が与えられて運用されることになります。全体の整理として「(行政組織のあり
方)」をどのようにするかという問題もありますが、皆さんで議論していただいて入れても良いと思いますし、
既に条例があって必要ないということであれば、要らないということで良いと思います。

松井委員 残すということで良いと思います。

内山会長 残ってもおかしくない内容です。他に意見はありますか。

遠藤委員 私は元々「(行政組織のあり方)」と「(財政)」の項目そのものが要らないと思っています。行政手続
は、申請して何日間のうちに処理しなくてはいけないことを理由もなしに先延ばしにされることを防ぐとい
うことです。

牛山教授 後は不透明な行政指導を正すということもあります。

遠藤委員 そのような意味では、書くのであれば具体的に書かなくてはいけないと思います。

松井委員 町の真ん中にコンクリート工場をつくって、行政は何十年も手付かずだったというニュースを見ると、行政はしっかり行っていないということがわかります。そのようなことから、残したほうが良いと思います。

内山会長 では、今の段階では残すということで良いですね。では、内容の 、 、 はいかがですか。 は「行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編成され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。」となっています。

牛山教授 細かいですが、「編成」は「編制」ではないでしょうか。

内山会長 そうですね。「編成」は「編制」に直してください。 の考え方としては、「行政は『町民のための組織』であり、町民の『立場』、『目線』に立った行政組織である事が大前提です。『町民にわかりやすい』『親しみやすい』行政組織にするために、行政の『責任と権限』を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、『縦割り行政』ではなくなると考えます。(組織の透明性)」と書かれています。これはこのまま残す事で良いですね。

では次に内容 に移ります。 は「行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。」と書かれています。考え方は「危機管理体制の確立は、行政に課せられ社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。(危機管理)」と書かれています。これも残すことでよろしいですね。

吉野委員 これまで、課題・論点・委員の意見等で残っているものだけ議論してきました。ここも全部確認なくて良いのではないのでしょうか。

内山会長 今議論しているのは、中項目「(行政組織のあり方)」をどのようにするかを含めて議論したいと考えています。つまり、項目が残るということは中項目を残すことになるので議論しています。

吉野委員 分かりました。

内山会長 内容の は「行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。」と書かれています。考え方は「白岡町は白岡の町民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や県及び他の市町村と連携強化をはかり、町民の権利と権益を守る必要があります。(広域連携)」と書かれています。これはいかがですか。

牛山教授 残すということであればですが、考え方に「県」とありますが、これは埼玉県ですか。埼玉県であれば、そのように書いたほうが良いと思います。他の府県も含むのであれば、都道府県と書くべきです。

内山会長 埼玉県でよろしいですか。

橋本委員 都道府県のほうが良いと思います。

内山会長 分かりました。都道府県でよろしいですか。では、そのように書くことで合意とします。次にこの項目を残すことについての意見はありますか。この広域連合については既に行われていますが、より進めてほしいという意味が含まれているのですね。それでは も残すことでよろしいですね。よって中項目「(行政組織のあり方)」は残ることになります。ここまでよろしいですか。

牛山教授 後で「(財政)」が出てきますよね。その後に議論しても良いと思いますが、今の話は組織のあり方の話でしょうか。行政の運営のあり方についてだと思います。「行政運営」にして財政の事も含めて整理することも1つの考え方です。皆さんの中で、財政は重要なことなので、別にしたいということであれば、「行政

運営」と「財政」になるかもしれません。「行政組織のあり方」だと狭いように思います。例えば行政手続は、組織についての話ではありません。広域連携も組織のことも含みますが、そうではないこともあります。ネーミングについてですが後で考えた方が良いでしょう。

内山会長 分かりました。「財政」も含めて検討しましょう。では次に中項目「(財政)」について議論します。

日下委員 ここでは、考え方に「予算に柔軟を持たせ、フレキシブルに(柔軟に)使えるようにするなどの工夫も大切です」という重要なことが書かれています。行政といえどもマネーメントなので、予算を最初から流動的に使えるという考え方はおかしいです。フレキシブルにしなくても良いような財政運営をしなければいけないです。よってここは削除するべきです。書くのであれば、経営学の観点から適切な予算管理をするべき、などのように書く方が良いでしょう。

内山会長 分かりました。私は、内容の 、 は他の法令等と重複しているので、どのようにするかを提案しようと思いましたが、内容の の先ほどの意見についてはいかがですか。確かに柔軟を持たせ、フレキシブルにということは予算ではないと思います。

牛山教授 どのような趣旨で書かれているかが分からないと意味がありません。予算が柔軟ということは、おそらく運営が柔軟だという意味だと思います。先程のような意味であれば、要らないと思います。

広辺委員 予算編成時に柔軟に対応しなさいということだと思います。そのような言葉にしておけば良いと思います。

神田副会長 予算の編成は硬直化していると言われています。昨年やったからやるということではなく、社会状況を踏まえて柔軟に行えということだと思います。

日下委員 経営学の制度が悪いとそのような柔軟などの言葉になります。何かをやろうと思ったら、いかにその精度を上げるかを議論するべきです。書くのであれば、行政施行に当たっては、適切な予算で管理することが大切であるというようなことを書くべきです。

内山会長 は「限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政運営の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させることが必要です。」という部分だけで十分ですか。その後の「予算に柔軟性を持たせ、フレキシブルに使えるようにするなどの工夫も大切です」は削除しますか。では、削除することで合意とします。その後の文は「自治体経営の観点からも、維持可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。短期の年度計画だけではなく、中長期の見通し計画を作成する必要があります。住民参加の事業選別も時には必要です。財政状況を明らかにすることは、財源が税金であることを町民が確認するものとなり、税金の使途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。」と書かれています。

日下委員 先程の提案で良いと思います。

牛山教授 考え方はそれで良いと思いますが、内容のところに「短期及び中長期的な財政計画を定める」と書かれています。そのように書く与实际に定めなければいけませんが、そのような長期的な計画を定めて、議会が予算を議決することになっています。予算について、長期的視点をもった財政運営が求められるという趣旨は分かりますが、長期的に議会の決定を拘束するような書きぶりは、どうでしょうか。「計画的な中長期の視点に立った財政運営に努め」などのように書いたほうが良いと思います。

高澤課長 私の知っている限りで中長期的な計画は、合併が破綻した後の改革推進プログラムを立てて、削減効果の問題や何を改革するかについて、中長期的な計画として立てました。そのようなことしか中長期的な計画をしていません。最近そのような計画を立てていることは大きい自治体では行っています。どのような期間が適切かは内部的に検証させていただいたほうがありがたいです。

牛山教授 これを書くと、短期計画、中期計画、長期計画を定めることが行政に義務づけられます。行政と民間は違います。行政は単年度予算で行いますし、議会の議決も毎年あります。考え方は良いとしても、そこまで縛りをかけてここで決めてもよろしいですかという心配です。

内山会長 将来の白岡町がどのようになるかを考えたときに財政がないと成り立たないです。ある財政を目的とした場合、それに向けて様々な手を打っていかなくてははいけません。その手を打つことも大切です。よって、中項目として残しておきたいですが、計画とすると厳しいので、「短期及び中長期的な財政の見通し」とするのはいかがですか。

藤巻委員 私は「定める」という言葉は財政計画をフィックス(固定)してしまい厳しいと思います。「定める」を他の文言にした方が良いでしょう。

牛山教授 総合計画を立てるときに、財政的な計画とリンクしていないということや予算措置が考えられていないということが問題として言われてきました。よって、総合計画のところで実施計画も予算の裏付も含めて長期的に行うという話です。ここは、そのような意味合いを入れるということだと思いますが、計画を定めると書くとフィックスされてしまうので、長期的な視点に立った計画的な財政運営などのようにすると趣旨は生かされると思います。

内山会長 短期的及び中長期的な視点に立った計画的な財政運営ということですね。それでは、「短期的及び中長期的な視点に立った計画的な財政運営に努め」に変更することでよろしいですか。

牛山教授 文章が長いので後で整理した方が良いでしょう。

内山会長 中項目「(財政)」については残しますか。

牛山教授 内容の 、 は消えましたか。

内山会長 消えました。先程牛山教授からご提案がありました。「行政のあり方」と「財政」を1つにして「行政運営」とすることについてはいかがですか。

日下委員 「行政組織のあり方」と同じように「財政運営のあり方」にしたほうが良いと思います。本来、財政は町長の責務だと思います。

内山会長 財政については、町長の責務という観点から考える必要もあると思います。

神田副会長 今は、「行政組織のあり方」と「財政」が残っています。これらを1つにして行政運営について言うという提案です。

牛山教授 先程申し上げましたがここでの「行政組織のあり方」には組織のことだけが書いてある訳ではありません。行政運営について書いている項目だと変えて、行政運営であれば財政も入るという事でまとめて「行政運営」として、組織も進め方も手続も財政もまとめて1つにしてはいかがですかという提案です。

日下委員 それならば良いと思います。

内山会長 では、「行政運営」とすることでよろしいですね。では、合意とします。これで全体会議を終わります。

【2 ワークショップ】

内山会長 時間になったのでワークショップに入ります。ワークショップの進め方について事務局から説明があります。

事務局 「考え方を作成する」とは、みなさんの「想い」を明確に文章にすることを言います。考え方については全体会議でも重要になるので、記録として残しながら作業を進めて下さい。本日の「地域自治・コミュニティ」の中項目「行政区(自治会)」、「地域活動」「行政区の役割と責務」の内容はどのようなものになるの

かということは、行政区(自治会)の活動の定義や、「地域内分権」(個々の地域をどのようにつくっていくのか)などについて明確にする項目です。地域活動はどうすれば自発的に行われ、又はどうすれば活性化するのか、などについて明確にする項目です。行政区の役割と責務については、町政に対する意見を反映させるしくみや、町民同士のきずなをどのように支援するのかなど、行政区の果たす役割と責務について明確にする項目です。今までに議論してきた「全体」や他の責務との「バランス」なども考えながら議論してください。また、今日の中項目については牛山教授からもう一度説明していただきます。よろしくお願いします。

牛山教授 ワークショップに入る前に簡単にお話させていただきます。ここは先ほども議論になりましたように、地域の自治や地域の活動について議論します。また、70年代から言われている、コミュニティという言葉などの白岡町の中の地域の問題と活動について議論します。難しいことは、白岡町にもある行政区のことです。色々と教えていただくと、白岡町では行政区設置規則で定めて行政区を置いています。この行政区を今後どのようにするかも関わってきます。行政区をこの条例に書くという考え方もありますが、その場合将来に渡って行政区を固めて書くことになります。人口の移動や区域の編成なども考えるから緩やかにしておくという考え方もあります。難しいのは、行政区とは何かという問題があります。かつて、しっかりと地域の隅々まで国の意思が伝わるように回覧板を回していた時代もありました。今日では、そのようなことではなく、地域の自治のあり方を含めて皆で自主的に活動するという意味もあります。同時に行政区という名前の通り、白岡町が定めた行政の区域という意味合いもありまして、エリアなのか、自治組織なのか、自治体なのかという問題があります。国でも法律で、地域自治区という制度を地方自治法で置いています。ここでは詳しく説明しませんが、行政区とは何か、行政区の何を書くか、地域活動としてのNPOや協会などを整理していただいて、どのような中身の条文を置くのかをイメージしていただきたいです。他の自治体でも既に、行政区を書いているところもありますし、これから規則を考えていくと柔軟に考えているところもあります。白岡町では、皆さんがどのようにするかを考えて下さい。以上です。

内山会長 ありがとうございます。牛山教授のアドバイスを基にワークショップに入ってください。10時45分までにまとめて、各グループ3分ほどで発表をお願いします。

* * * * *

内山会長 時間になったので発表していただきたいと思います。まずはCグループからお願いします。

日下委員 行政区の設置規則の中の、行政区長のやるべきこととしては、回覧板回だけではなく、町の意向を住民に伝える事です。ここが一番大切だと思います。そのようなことを踏まえて話しますと、行政区は地域自治のエリアとして考えて、行政区長も選出します。行政区の構成は町民であり、町としては、行政区を支援し、その活動を支援していく必要があると思います。

「行政区の役割と責務」についてです。行政区が主体で課題に対して、町民と一体になり解決に取り組むことが行政区の一番の問題です。行政区内で解決が不可能の場合、行政に連絡し、一緒になって解決に努めるということです。責務については、「その地域に生活する町民が、明るく安全、安心に暮らせる地域づくりを目指す」ことです。行政区長に責務を持たせることは難しいので表現が問題になると思います。

地域活動については、「地域活動の原点は『個』の活動に始まり個の集合体に発展させ、その集合体は地域活動の母体となる」です。地域活動を具体的に言うと、行政区(自治会)、ボランティア組織、その他集合体の活動を言います。それと行政区がどのように関わってくるのかなどを議論しなければいけません。難

しい項目なので、行政区長があるべき姿や自分たちをどのように考えているかを1回考えてみて参加する者などを議論する必要があります。回覧板回しだけではなく、その地域の課題の解決などを基礎にするべきです。以上です。

内山会長 ありがとうございました。続いてBグループお願いします。

遠藤委員 行政区に関して断定的に選択して定義して書きたいと思います。「行政区」は「町民は(当面)行政区を重要な地域単位の自治を担う組織として、自治意識の向上と自治の実現をはかるものとする。」、「町は行政区を支援する。」です。

「地域活動」については、「地域単位の活動は自治的に行わなければならない」です。

「行政区の役割と責務」については、「行政区は地域活動の場として重要であり、活動を通じ自治意識が向上し、自治が実現される。」、「地域の活動により、自治を実現できる人材が育成され、行政運営の場で活動が期待される。」です。考え方の基本としては、自治を行政と地域の自治と分けて、それで全体を考えました。地域という言い方はつくりから見ると、市町村も地域に入ってしまう。そのような誤解が生じやすいです。自治体レベルでの自治を実現するためには、地域単位での自治が実現されていないといけません。行政区をエリアとして考えると広報活動のみになるので、それで良いのか、それとも自治組織として成立している必要があるかです。行政区長会でも考え方が分かれています。地域で問題が生じたときに、ある行政区長は自分が町に言う主張する人がいれば、町に直接言いに行きなさいという行政区長もいます。単なる広報の区域であるという考え方の方もいます。そうではなく、地域の問題の何を優先的に行うと公平になるかまで考えている方は自治的な単位として考えています。町はそのようなことを言ってくれません。町がどのように考えていて、望んでいるやり方について言うべきだと思います。また具体例としては、ガス屋がガスボンベを設置したときに、爆発避けの小屋について問題になったときに、役場に言う前に、行政区長が自分に言ってほしいというような例もあります。そのようなところでは自治的にその地域の問題を解決する意識があると思います。一人ひとり、住民の間でも考え方が違いますし、そのようなところを整理していくということも必要だと思います。

内山会長 ありがとうございました。続いてAグループお願いします。

神田副会長 Aグループは行政区、自治会という中項目の立て方についての議論から始まり、「自治組織」という項目を立てたらどうかということになりました。また、中項目「地域自治・コミュニティ」として考えたときに、行政区だけでは、解決するわけではなく、NPOなどの様々な目的別の活動を支援しないと決定的にコミュニティ形成や地域自治をつくる上で問題になってきます。行政区の役割や責務で地域自治を語ることは問題はないということで、Aグループでは、「行政区の役割と責務」という項目は削除しました。NPOなども含めて全部をまとめて「地域活動」にするということが話されました。

行政区や自治会は「自治組織」という中項目にして、内容は「住民は地域において、行政区及び自治会等の地域組織を自治の基本組織として守り育て、地域活動を通じてコミュニティの確立に努めます。」としました。今、出来ているかどうかは別にして、地域の自治組織として育てるという視点で、「地域活動を通じてコミュニティの確立に努めます。」行政の責務と役割とは、地域のコミュニティの確立と地域活動の推進です。存在理由そのものが、そのような意味なので、自治活動として育てるということを盛り込みたいと思いました。

中項目「地域活動」の内容は、「町民はNPO及び目的別集団等による、活動やボランティア活動を通じてコミュニティと地域自治の確立に努めます。」としました。地域の活動は集団的なものでなければ効果は薄いいし、集団であるからこそコミュニティも高まってくるので、このような内容にしました。また、このようなことを

町は活動を支援しますが、町民の自治活動の支援については、条例で細かく規定する必要があると思います。さらに、地域内分権を進めていくために、現在の45の行政区では、権限委譲する分野が限られてくると思います。またエリアの問題からしても細かすぎるので、自治の範囲として小学校単位で自治の範囲を編成して、そこに町が出来る限りの権限の移譲をしていくべきです。運営については、NPOの代表や地域自治組織の代表などで自主運営できることを考えて条例に盛り込みたいと考えています。私たちの意見としては、中項目を3つに分けずに、「地域活動と自治組織」でまとめられると考えています。

内山会長 ありがとうございます。以降の進め方としては、各グループのシートを基に、作業部会で1つにしていきたいと思います。それを全体会議で諮りたいと思います。これで、3グループによるワークショップを終わります。

ワークショップで各グループが提出したシートを基に、第8回作業部会で「地域自治・コミュニティ」の案を作成し、それを第17回全体会議で報告します。

事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。